

# ニセコ町森林整備計画（案）

計画期間 自 平成30年 4月 1日  
至 平成40年 3月31日

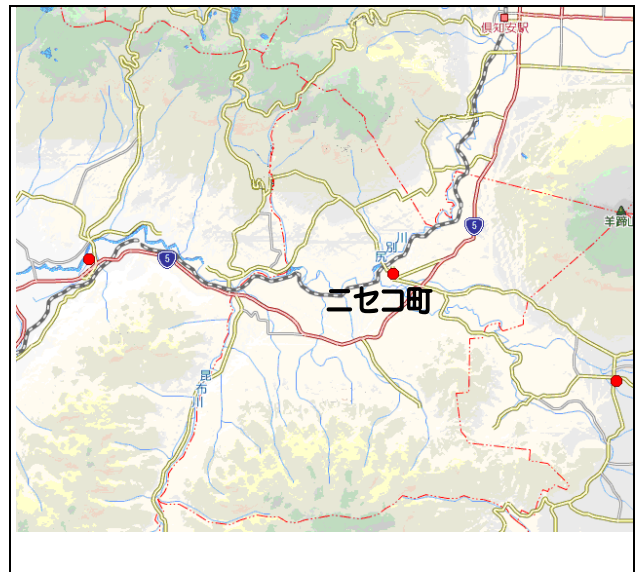
（平成31年 4月 1日変更予定）

北 海 道  
ニ セ コ 町

# 市町村位置図



市町村位置図



(凡 例)

山 岳	
河 川	
都道府県界	
森林計画界	
市町村界	
民有林界	
国有林界	
鉄 道	

- (注) 1 ※には当該市町村の道内での位置をキーマップ等により明示する。  
 2 凡例は、適宜追加して差し支えない。

変 更 理 由	地域森林計画に適合させるための変更
変 更 内 容	地域森林計画にアカエゾマツの標準的な施業の方法が追加されたことによる、植栽本数、間伐の時期、保育、精算目標を追加 第5 委託を受けて行う森林の施業又は、経営の実施の促進に関する事項に経営管理制度の活用に関する事項を追加
変更計画が有効となる年月日	平成31年 4 月 1 日から適用

# 目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3
II 森林整備に関する事項	3
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
1 樹種別の立木の標準伐期齢	3
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3 その他必要な事項	4
第2 造林に関する事項	4
1 人工造林に関する事項	4
(1) 人工造林の対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新に関する事項	6
(1) 天然更新の対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	8
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	9
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他必要な事項	9
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準	9
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2 保育の作業種別の標準的な方法	10
(1) 下刈り	
(2) 除伐	
(3) つる切り	
3 その他必要な事項	11
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	11
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）	
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成すべき森林その他の水源涵養機能維持林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	12
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
3 その他必要な事項	12
(1) 水資源保全ゾーン	
(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	
(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	13
2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	13
3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	14
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	14
5 その他必要な事項	14
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	14
1 森林施業の共同化の促進方向	14
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	14
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	15
4 その他必要な事項	15
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	15

